

革新的的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業

電波有効利用研究開発プログラム2026

応募要領  
(課題104、105)

2026年1月



本応募要領は、革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業 電波有効利用研究開発プログラム（課題104、105）の応募方法を説明するもので、研究計画書及び提案書様式とセットになっています。応募される方は、本応募要領により提案書を作成してください。

委託研究の事務・経理処理に関する詳細については、下記URLの「革新的情報通信技術研究開発委託研究（令和7年度）事務マニュアル」（以下、「事務マニュアル（令和7年度）」という。）を参照してください。

[https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G\\_youshiki/jimu/r07/B5G\\_manual\\_2025-1.pdf](https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G_youshiki/jimu/r07/B5G_manual_2025-1.pdf)

## 1 委託研究制度の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「機構」という。）では、「革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業 基金運用方針」<sup>1</sup>（令和6年7月4日改定・公表 総務省、以下、「運用方針」という。）に基づき、革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業において民間企業や大学等への公募型研究開発を実施し、①社会実装や海外展開に向け戦略と覚悟をもった取組に対する重点的な支援、②社会実装・海外展開を早期に実現するために国が開発を主導し業界横断的に取り組むべき技術の研究開発、③中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発、④電波の有効利用に資する技術の研究開発 を通じ、2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G（以下、「B5G」という。）の実現、社会実装・海外展開を通じた我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保に資する技術の研究開発等を目指します。

本研究開発プロジェクトは、上記の運用方針における「3. 本基金による事業内容」の「電波有効利用研究開発プログラム」として、開発目標（数値目標等）を定め、機構が予算規模、実施内容について総務省と協議して研究計画書を作成し、実施者を公募するものです。

なお、電波有効利用研究開発プログラムは、電波法第103条の2第4項第3号に規定する研究開発を電波利用料財源により実施するものであることから、提案する研究開発プロジェクトは、当該規定に合致した内容である必要があります。

## 2 応募資格

受託を希望する単独又は複数の研究機関<sup>2</sup>（複数人で構成される企業、大学等の法人組織）が提案者（複数の研究機関が共同して行う場合は参加する全ての研究機関の連名）となり応募することができます。

代表研究責任者<sup>3</sup>（個人）は、提案全体に責任を持ち、それを実現するために最適な研究体制を提案してください。

また、複数の研究機関による応募の場合は、代表提案者（代表研究責任者が所属する法人）が、共同提案者（法人）の提案を含め、提案全体を取りまとめて応募してください。

提案者は、次の(1)から(7)までの条件を全て満たす必要があります。

(1) 本研究開発プロジェクトに関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ本委託研究を遂行するために必要な複数の人員で構成される研究組織及び経理事務の人員等を有する研究機関であること。また、研究員は、原則としてe-Radに登録済で研究者番号が付与されていること。

<sup>1</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000957055.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000957055.pdf)

<sup>2</sup> 日本国で登記されている企業、大学等であって、外国政府の支配下になく、日本国内に本公募に係る主たる技術開発のための研究開発拠点を有するものであることが必要です。

<sup>3</sup> 代表研究責任者は、自ら研究を実施するとともに、提案される研究開発の内容、実施の際の進捗管理、成果の取りまとめ等について、単独の研究機関もしくは複数の研究機関で研究グループを形成して提案したすべての研究開発項目にわたり総括し、責任を負う者（個人）のことであり、代表提案者（法人）における実施責任者（個人）がこれに当たります。

- (2) 本委託研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し<sup>4</sup>、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 機構が委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- (4) 研究成果の公開・社会実装・海外展開、知財化・標準化活動等の積極的な実施又はこれらへの貢献が可能であること。
- (5) 本委託研究を遂行する人員の中に、機構のパーマネント職員又は有期雇用職員が含まれないこと（短時間研究員は可）。また、機構を退職後1年未満の者が含まれる場合には、機構において当該研究開発プロジェクトの公募に関与していないこと。
- (6) 提案書類の提出期限の日から採択候補決定までの期間に、機構から指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、総務省又は他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、総務省又は他府省等における処分期間については、機構の処分期間を超過した期間は含めない。
- (7) 本委託研究を実施する研究員が、自身の所属機関の経理責任者、経理担当又は契約担当を兼務しないこと。

なお、提案時に受託中の課題を含め、機構及び他の機関の委託研究の受託者となる期間が重複していても応募できます。ただし、複数の委託研究課題を同時期に受託することとなった場合は、各研究員のエフォート率<sup>5</sup>の合計が、その他の業務を含め100%を超えないよう、適切な研究開発実施体制としてください。

### 3 応募の単位

一つの研究開発項目又は複数の研究開発項目（全ての研究開発項目を含む）に提案することができます。複数の研究開発項目に応募する場合、提案書は一つにまとめてください。

なお、単独の研究機関が応募することも、産学官連携等による複数の研究機関が共同して応募することも、いずれも可能です。

研究開発体制の詳細については、各課題の研究計画書「5. 採択件数、研究開発期間及び研究開発予算等」の「研究開発体制」も参照してください。

| 研究開発実施体制                           | 応募方法                                      |
|------------------------------------|---|
| 単独の研究機関で実施する場合                     | 受託を希望する研究機関が単独で応募する。                      |
| 複数の研究機関で研究グループを形成し、研究内容を分担して実施する場合 | 研究グループとして单一の提案書を作成し、グループの全構成研究機関の連名で応募する。 |

複数の研究機関が共同して応募する場合の注意点：

- (1) 研究グループ（代表提案者+共同提案者）を形成して応募してください。  
当該委託業務の本質的な部分（研究開発要素があるもの）は関連会社を含めて外部に委託できません（革新的情報通信技術研究開発委託研究（令和7年度採択）委託契約約款（以下、「委託契約約款」という。）第2条 再委託の禁止）。研究開発を行う研究機関は共同提案者に含めるなどしてください。
- (2) 代表提案者は、主たる研究部分を実施する<sup>6</sup>とともに、研究グループ全体の研究の進捗管理や取りまとめ等を行ってください。また、研究グループを代表して機構との連絡や調整等を行ってください。

<sup>4</sup> 代表提案者は原則として過去3年間に年次決算実績があり、直近年度の決算が黒字、又は過去3年のうち2年は黒字であること。共同提案者は原則として直近の3年間に年次決算2回以上の実績があること。最終的には、財政状況、経営状況、キャッシュ・フローの状況等を踏まえ判断するものとする。

<sup>5</sup> 研究員の全仕事時間（研究活動のみを指すのではなく、教育活動や会社業務等を含めた実質的な全仕事時間）100%に対する本委託研究の実施に真に必要とする時間の配分割合（%）をいう。研究員の本委託研究の従事時間を全仕事時間で除した数に100を乗じることによって算出される。

<sup>6</sup> 原則として、一番多くの予算を執行する研究機関が代表提案者となります。

- (3) 各研究機関の研究分担内容を明確にしてください。
- (4) 研究グループを構成する研究機関の変更は、「応募提出期限」から「委託期間終了」まで原則としてできません。

研究グループを形成して提案を行う場合の一般的な例：

(注：以下の例示における小課題とは、一つの研究開発項目の場合や、一つの研究開発項目をさらに分割した場合等を指します。)

【例1】

提案の内容を提案者間で任意に分割して小課題とし、異なる研究機関がそれぞれの小課題を分担した上で一つの研究グループを形成し、提案を行う。

- 例
- ・A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
  - ・B大学（共同提案者） □□□に関する研究
  - ・C企業（共同提案者） △△△に関する研究

【例2】

提案の内容を提案者間で任意に分割して小課題とし、1研究機関が複数の小課題、他の研究機関が一つの小課題の担当として研究を分担した上で、一つの研究グループを形成し、提案を行う。

- 例
- ・A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
  - ・B大学（共同提案者） □□□及び△△△に関する研究

ただし、各小課題を各提案者がどのように分担して研究を実施するかを明確にしてください。  
(A企業とB大学の分担が不明確なため不可な例)

- 不可な例
- ・A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
  - ・B大学（共同提案者） ○○○に関する研究

なお、共同提案者以外の研究機関又は個人が、機構と委託契約を締結しない「連携研究者」（法人・個人）あるいは「研究実施協力者」（法人・個人）として研究に参加することも可能です。詳細については「事務マニュアル（令和7年度）」の「3.3 研究開発体制」を参照してください。

#### 4 留意事項

以下の事項についてご留意ください。また、研究計画書「6. 提案に当たっての留意点」にもご留意ください。

(1) 対象となる研究開発について

本研究開発は、電波利用料財源により実施するものであり、電波法（昭和25年法律第131号）第103条の2第4項第3号における「周波数を効率的に利用する技術」、「周波数の共同利用を促進する技術」又は「高い周波数への移行を促進する技術」としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発に該当するものに限定されます。

(2) 提案書の作成について

- 提案書には、研究開発期間の計画を記載してください。
- アウトプット目標については、本研究開発期間中の各年度の研究開発における直接的な成果（例えば、論文発表、特許出願、規格原案の提出など）に関する目標を具体的に定量的に記載してください。また、国内外で開発中の技術等と比較して優れていること等を定量的に又は定性的に説明すること等により、その目標を設定した理由を記述してください。さらに、有限希少な電波の有効利用への貢献がどの程度期待できるのかについて、分かりやすく記述してください。
- アウトカム目標については、電波の有効利用の度合いやそのアウトプットが活用されて将来的にもたらされる社会・経済的な効果、例えば、本研究開発プロジェクト終了後、提案者の継続した取組等による製品、サービス等の実用化、国際標準化の実現など、社会経済活動において生み出される価値の側面に関する目標を記載してください。また、

国内外で開発中のハード、ソフト、アプリ、技術等と比較して優れていること等を客観的な数値あるいは定性的に説明すること等により、その目標を設定した理由を記述してください。

- 本委託研究で研究開発する技術について、具体的にB5Gの実現に当たりいつ頃どのような分野のどのような知的財産の取得が期待できるのか、何件程度の特許出願を目指すのか、また、知的財産の取得とともに標準化活動の推進も重要であることから、いつ頃どのような分野のどのような標準の策定（標準必須特許の獲得を含む。）が期待できるのか、どのような標準化活動を推進するのか等について記載してください。

(3) 研究開発実施体制について

- 機構と受託者の連携を図るため、契約締結後、代表研究者（代表研究責任者）は、機構の指示に基づき研究開発の進捗状況などについて報告してください。
- 課題毎に設定している研究開発項目のいずれか一つ又は複数の応募も可能であることから、各研究開発項目の受託者が異なる研究グループとなる場合も想定されます。この場合は、研究計画書に掲げる研究開発項目の目標を達成するとともに、実用的な成果を創出するために研究グループ間の調整を行うとともに、課題全体の取りまとめが可能となるよう、全ての研究グループが参加する会議を開催してください。また、後述の「7. 委託研究における評価及び研究成果等」におけるスタートアップミーティングの開催に当たっては、全研究グループが参加して合同で開催することとします。（ステージゲート評価ヒアリング、終了評価ヒアリングについては、研究グループ単位で実施します。）
- 複数の機関が共同で受託する場合には、代表研究者（代表研究責任者）が受託者間の連携等の運営管理を行い、受託者間調整会議を定期的に開催してください（ただし、受託者が1者の場合にはその限りではありません。）。また、研究開発の実施に当たっては、関連する要素技術間の調整、成果の取りまとめ方等、研究開発全体の方針について幅広い観点から助言をいただくため、学識経験者、有識者等を含んだ研究開発運営委員会を設置してください。
- 全ての受託者は、前述の受託者間調整会議、研究開発運営委員会に加え、革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業の委託研究に係るプログラム、研究開発プロジェクト間の運営管理を行う運営調整会議（機構主催）に参加し、事業としての総合調整（全体を俯瞰した研究開発の重複や欠落の排除、各プログラムの研究開発プロジェクトの研究開発実施計画の変更等）や連携促進等に協力し、B5Gに係る技術の確立に加え、社会実装の実現、知財獲得や国際標準への反映等のアウトプットの最大化ひいてはアウトカム目標への貢献により、当該事業全体としての社会貢献が最大化されるように努めてください。

注) 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業は、運用方針において「研究開発成果の最大化」が求められており、採択された委託研究開発プロジェクト間の連携を図り、2030年頃のB5G実現に向けて、全体として研究開発成果の最大化を目指すこととしています。そのため、提案課題との連携の観点から、必要に応じ、機構の研究者（連携オフィサー）を配置する場合があり、また、提案課題の進捗状況等について、情報交換させていただくための連絡等を担当するリエゾンアシスタント（外部請負先から派遣※）を配置しますので、研究開発運営委員会へのオブザーバー参加についてご了承ください。ただし、研究開発運営委員会において機微な情報を扱う場合、事前に連絡等いただければ参加を控えるようにしますのでご理解をお願いします。

※担当する研究開発プロジェクトの内容を理解できる専門的知識を有する者を選定予定です。具体的には、既にリタイアされている研究者、技術者又は大学の先生など中立的な立場にいる者から選定することを考えています。

(4) 成果の社会実装等に向けた取組

- 委託研究の期間中及び終了後における研究開発成果の社会実装・海外展開に係る戦略に

について、以下に係る具体的な計画とともに、提案書様式に記載してください。

- ・製品化等、成果の産業応用、国際競争力の向上についてどのような見通し（実用化へ向けての課題の検討、事業化への具体的な道筋等）を立てているか
- ・外部発表など研究開発成果の情報発信をどのように行うか
- ・どの分野の知財を取得する計画なのか、標準化についてどのような対応をとるか等
- 本研究開発プログラムは、研究開発成果の将来的な社会実装・海外展開を視野に入れた研究開発を行うものであることから、大学等学術機関からの提案に関しては、产学研連携等による複数の実施主体からなる体制による提案を推奨します。
- 知財獲得や国際標準への反映、将来的な製品・サービス等の実用化による社会実装・海外展開等につながるよう、研究開発成果の創出に向けて取り組んでください。
- 研究開発成果の情報発信を積極的に行ってください。
- 上記のほか、本委託研究で得られた成果の発表、コミュニティ先導のための国際ワークショップやイベント開催、展示、オープンソース化、研究開発や実証を推進するプラットフォーム（テストベッド等）の構築への貢献等、必要な取組を行ってください。

## 5 提案の評価

機構では、提案者から提出された機構所定の提案書類を、外部有識者で構成される評価委員会において評価し、あわせて機構における審査も実施します。それらの結果と総務省による施策目的との合致性等の観点からの評価結果を踏まえて、採択する提案を決定します。

### (1) 評価委員会での評価

評価項目は次のとおりです。

#### ① 研究開発の目標、計画・方法、新規性

- ・ 研究構想や研究目標が具体的かつ明確に示され、技術の確立時期が適切に設定されているか。
- ・ 研究目標を達成するための研究計画が十分練られているか。目標を確実にかつ効率的に達成可能と予測される具体的な方法が提案できているか。
- ・ 期待される研究成果等について、新規性・独創性・革新性が認められるか。

#### ② 研究開発の能力、実施体制、予算計画

- ・ これまでの研究とその研究成果、研究業績から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。共同提案の場合、組織全体としての研究遂行能力は十分高いか。
- ・ 研究開発の円滑な遂行に対し、組織、人員が十分な体制であるか。共同提案の場合、その有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められる体制となっているか。
- ・ 外部の学識経験者等を含んだ研究開発運営委員会等を開催する等、実施体制は具体的で適切か。
- ・ 研究開発の実施に際し、予算計画内容が妥当なものであるか。費用対効果が高いものとなっているか。

#### ③ 成果の展開・普及による社会経済分野、研究分野、知財創出・標準化等への貢献

- ・ 成果の展開・普及により、社会経済活動の発展、豊かで安心・安全な社会の実現による社会課題の解決、国際競争力の向上等への貢献が期待できるか。その取組は具体的か。
- ・ 成果の展開・普及に向け、社会実装・海外展開に係る戦略は具体的か。特に、実用化へ向けての課題の検討や事業化への具体的な道筋等を立てるとともに、研究開発成果の情報発信について計画を立てているか。
- ・ 知的財産の創出（取得が期待できる知財は重要であるか、取得計画は適切か）、B5G分野の標準化活動（策定が期待できる標準は重要であるか、標準化対応の計画・目標は具体的か）の取組が期待できるか。
- ・ 当該研究分野の進展等、科学技術分野の発展への貢献が期待できるか。その取組は具

体的か。本研究開発を通じて研究者等の関連人材が育成されるか。

- ・データ管理計画（データマネジメントプラン（DMP））が提出され、当該研究分野等の進展への貢献等、学術的な発展への貢献が期待できるか。また、そのDMPは適切か。
- ・代表提案者、共同提案者あるいは社会実装協力者等の民間企業の事業部門、製品・サービス化等に関連する部門等と連携し、成果の社会実装のツールとしての知財戦略及び標準化戦略が構築されているか。
- ・国際競争力強化に資する国際連携への取組みが期待できるか（外国の企業、大学、コンソーシアム等と連携体制が構築できているか、又は計画されているか）。

#### ④ B5G 実現のための研究開発の必要性、電波の有効利用への寄与等

- ・B5G の実現に必要かつ重要な研究開発であるか。
- ・社会実装・海外展開を通じた我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保に資する研究開発であるか。
- ・国費で研究開発を実施する必要性、緊急性は認められるか。
- ・以下のいずれかの技術であって、B5G の実現に向けた研究開発として、電波の有効利用への寄与が期待できるか。

　ア 周波数を効率的に利用するための技術

　イ 周波数の共同利用を促進するための技術

　ウ 高い周波数への移行を促進するための技術

#### (2) 機構における審査

機構は、提案者（代表提案者／共同提案者）が、

- ・本委託研究の遂行過程で得られるデータ等の中に、パーソナルデータ（個人情報を含む）が含まれる場合にどのように扱う計画か。
- ・本委託研究の遂行過程で得られる、データやソフトウェア、資料等をどのように取り扱う計画か。
- ・本委託研究に人を対象とする研究や動物実験が含まれる場合、適正な手続きに基づいた計画となっているか。
- ・本委託研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
- ・資金等について十分に管理する能力を有しているか。
- ・機構が委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか。
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ・コンプライアンス体制の整備状況等は十分であるか。
- ・委託研究業務を行う上で必要な情報保全の履行体制を有しているか。

等の観点からも審査します。

#### (3) 追加資料等

(1)、(2)において、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

#### (4) 提案の採択及び通知

採択結果は、機構から提案者（複数の研究機関が共同して応募した場合は、代表提案者）に通知します。採択過程については開示しません。また、採択された受託者候補（共同して応募した場合は、共同提案者を含む）の名称、提案書に記載された「提案課題」の名称と「要旨」を機構のWebサイトにて公表します。提案書記載の要旨は、対外的に公表して問題のない内容としてください。

なお、公募への応募をもって、上記公表に同意されたものとみなします。

## 6 委託契約

提案の採択決定後、受託者候補は機構と委託契約を締結し受託者（代表研究者、研究分担者：「事務マニュアル（令和7年度版）3.6.2 委託業務の契約形態」を参照してください。）となり

ます。

委託契約に当たり、機構は、契約手続き時間の短縮やペーパーレス化のため、電子契約（電子署名を用いた契約）を推進しておりますので、ご協力いただければ幸いです。

委託契約に関する注意点は以下のとおりです。

- (1) 必要な契約条件が合致しない場合、委託契約が締結できない可能性があります。応募に際し、事前に委託契約書ひな形<sup>7</sup>及び委託契約約款<sup>8</sup>を確認してください。
- (2) 契約金額は、研究業務の実施に必要な経費として機構が認めた額となります。提案金額と一致しないことがあります。
- (3) 委託契約は、複数年度の契約となります。
- (4) ステージゲート評価（延長判定）を実施する研究開発プロジェクトでは、初年度からステージゲート評価の実施年度までを委託期間として契約を締結し、ステージゲート評価で延長が認められた場合に限り、委託期間を最終年度まで延長します。
- (5) 委託経費について、翌年度のものを前倒しで執行することや次年度に繰り越して執行することはできません。
- (6) 代表研究責任者は、研究開発の実施に加え、委託経費の執行管理・運営（支出計画と進捗管理、事務手続き等）を代表研究者、研究分担者とともに適切に行ってください。
- (7) 受託者が委託研究を実施するために必要な場合は、機構の研究施設、研究設備及び研究機器を無償で利用することができます。詳細については「事務マニュアル（令和7年度）」の「3.6.4.1 NICTの施設等の無償利用」を参照してください。また、機構のB5G共用研究開発テストベッドの利用が推奨されます。テストベッドの概要・構築状況は以下のWebサイトをご確認ください。  
<https://www.nict.go.jp/collaboration/utilization/B5G/index.html>
- (8) 機構は、各事業年度の成果報告書や次年度の年度別実施計画書を確認するほか、必要に応じてヒアリング等を行うことにより、研究業務が適切に遂行されていることを確認します。
- (9) 上記確認の結果、研究業務を適切に遂行できていないと判断した場合、あるいは国の予算状況に変化があった場合等において、委託期間の途中であっても契約変更等を求めることがあります。
- (10) 機構は、受託者候補（所属する役員等及び使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団との関係があること等が判明した場合、契約を行いません。また、契約締結後に判明した場合、機構は当該契約を解除することができます。
- (11) 受託者（代表研究者及び研究分担者）は、年度ごとに委託研究の実績情報（研究成果や会計実績等）をe-Rad（府省共通研究開発管理システム）に登録する必要があります。必ずe-Radに研究機関登録を行い、研究機関コードを取得してください。
- (12) 概算払の請求について、本事業では、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条に基づく財務大臣との協議が必要になることから、その事由が正当なものであると認められ、概算払に係る財務大臣との協議が整った場合、概算払することができます。

## 7 委託研究における評価及び研究成果等

研究を開始するに当たって、受託者、評価委員会の評価委員・専門委員、機構の関係者が一堂に会して研究の方向性を確認するスタートアップミーティングを実施します。なお、各研究開発項目の受託者が異なる研究グループとなった場合には、スタートアップミーティングは全研究グループが参加して合同で開催することとします。

また、委託期間中及び委託期間終了後に実施する評価並びに委託研究における研究成果及び知的財産権の取扱いは、以下のとおりです。

- (1) ステージゲート評価（継続判定）

<sup>7</sup> [https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G\\_keiyaku/r07/B5G\\_r07\\_keiyaku-2.pdf](https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G_keiyaku/r07/B5G_r07_keiyaku-2.pdf)

<sup>8</sup> [https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G\\_keiyaku/r07/B5G\\_r07\\_yakkan.pdf](https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G_keiyaku/r07/B5G_r07_yakkan.pdf)

研究計画書において、ステージゲート評価の実施年度が記載された研究開発プロジェクトについては、当該年度にステージゲート評価を実施します。ステージゲート評価では、研究開発の進捗状況や今後の研究計画等を示した受託者からの資料及びヒアリングに基づいて、評価委員会において評価を行います。ステージゲート評価の結果を踏まえ、委託研究の中止、縮小、実施体制の変更等を判断する場合があります。なお、ステージゲート評価や革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業の後年度予算の状況等により、研究開発期間や各年度の研究開発予算を変更する場合があります。

なお、各研究開発項目の受託者が異なる研究グループとなった場合、ステージゲート評価は研究グループ単位で実施します。

#### (2) 終了評価

最終年度の研究開発の終了に当たり、社会実装・海外展開への展望等を示した受託者からの資料及びヒアリングに基づいて、評価委員会にて評価を行います。

なお、各研究開発項目の受託者が異なる研究グループとなった場合、終了評価は研究グループ単位で実施します。

#### (3) 成果展開等状況調査

研究成果の実用化、標準化、関連する研究への貢献、副次的な波及効果等を把握するため、委託期間終了から1年後、3年後及び5年後に受託者へのアンケートによる調査を実施します。

#### (4) 追跡評価

終了評価や成果展開等状況調査の結果を踏まえ、委託期間終了から3年後及び5年後に追跡評価を行う場合があります。評価の結果は、今後の委託研究課題の立案、成果普及の促進、評価や制度の運用改善等の参考とします。

#### (5) 研究開発成果報告

各事業年度終了（毎年3月31日）後、委託契約約款で定める期日以内に、各事業年度の成果報告書を機構に提出していただきます。詳細については「事務マニュアル（令和7年度）」の「4.1.4 研究開発成果概要書・研究開発成果報告書等の提出」を参照してください。

#### (6) 外部発表等

学会、シンポジウム、講演会等での発表や標準化活動への貢献、知的財産権の獲得、展示会等への出展は、研究成果の評価対象です。

#### (7) 知的財産権の帰属

研究実施中に知的財産等が発生した場合、「産業技術力強化法」に定める義務を履行することにより、当該知的財産権は受託者に帰属します。詳細については「事務マニュアル（令和7年度）」の「10 知的財産権管理」を参照してください。

#### (8) 研究開発成果の取扱い<sup>9</sup>

本研究開発は、電波利用料財源により実施するものであり、総務省が技術基準策定等のために必要と認める場合、総務省又は総務省が指定する者が、本研究開発により得られた研究成果を利用することができるようにしてください。

なお、上記評価とは別に、機構が研究進捗状況等を確認するためヒアリングを実施することができます。評価の詳細については「事務マニュアル（令和7年度）」の「2.2 評価等」を参照してください。

## 8 調達物品の取扱い

#### (1) 購入・所有権等

委託研究経費で製造又は購入・外注して設備備品費に計上するものは、機構の資産です。

#### (2) 資産の共用使用、共同購入

資産は、当該研究の受託者が当該研究開発に使用するためのものであり、原則、受託者のみが利用できます。

<sup>9</sup> 運用方針「6.(3)② 電波有効利用研究開発プログラムによる研究開発成果」に基づく。

### (3) 委託期間終了後の扱い

(1)のとおり、本研究開発の委託研究費での製造又は購入・外注して設備備品費に計上するものは、機構の資産となります。本研究開発の終了後の取り扱いについては契約等に従ってください。

詳細については「事務マニュアル（令和7年度）」の「9 資産管理」を参照してください。

## 9 応募に必要な書類

応募には、機構所定の提案書類の提出が必要です。これ以外の様式で作成されたものでの応募は受理しません。提案書類は原則として、評価及び審査のみに使用します。

なお、提案書の概要の情報は、新規事業創出等の機構の事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。また、提案書類は返却しません。

提案書類は、研究計画書の内容を踏まえて日本語で作成してください。日本語以外の言語で書かれた場合は、受理しません。研究グループで応募する場合は、代表提案者とすべての共同提案者の連名で作成してください。

以下の提案書類を提出してください。①から⑩、⑬、⑭、⑯から⑳については、全ての提案者の提出が必須です。⑪、⑫、⑮から⑰については、該当する提案者のみ提出が必要となります。

提出が必要な提案書類が提出期限までにe-Radで提出（アップロード）されない場合や提案書類の記載内容に明らかに欠落のあるものは、審査の対象とせず、不採択とします。

### ① 提案書【提出ファイルはMS-Word形式及びPDF形式】

- ・ 吹き出しに従って提案書を作成してください。
- ・ 「4 留意事項 (2) 提案書の作成について」及び研究計画書「6. 提案に当たっての留意点」に挙げている事項を全て記載してください。

### ② 必要積算経費一覧表（別紙1）【提出ファイルはMS-Excel形式及びPDF形式】

- ・ 必要経費について、年度別、提案者別（代表提案者と共同提案者）に記入してください。
- ・ 研究開発項目の本質的な部分（研究開発要素のある業務）を外注することはできません（再委託の禁止）。
- ・ 間接経費率については、30%を上限として、整数となるように設定してください。間接経費については、「事務マニュアル（令和7年度）」の「7.5 間接経費」を参照してください。
- ・ 消費税率について、研究開始から終了まで一律10%として記入してください。
- ・ 研究計画書における「予算」は、間接経費、消費税を含む「総額」です。「予算」の上限を超えた提案は受け付けません。
- ・ 代表提案者及び共同提案者が大学等の場合、実施責任者を対象として、研究以外の業務（主に授業等の実施・準備を想定）の代行に係る経費（バイアウト経費）を計上することができます。計上にかかる要件等の詳細につきましては、「事務マニュアル（令和7年度）」の「7.2.1.2 (7) バイアウト制度について」を参照してください。

### ③ 提案概要図（別紙2）【提出ファイルはPDF形式】

- ・ 研究全体の内容を端的な文章で説明するとともに、図等を使用して分かりやすく、A4横1枚で作成してください。

### ④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定の状況（別紙3）【提出ファイルはPDF形式】

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況、最新の認定年月を記述してください。認定等を受けていない提案者も提出が必須です。研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が、それぞれのシートに記入し、1つのファイルとして提出してください。

### ⑤ コンプライアンス体制の整備状況等（別紙4）【提出ファイルはPDF形式】

- ・ 情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針(第3版)(平成27年4月21日 総務省)、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年4月11日 総務省情報通信国際戦略局技術政策課)、国立研究開発法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程(06規程第13号。以下、「不正行為対応規程」という。)、国立研究開発法人情報通信研究機構における研究費不正防止計画(平成21年10月30日 国立研究開発法人情報通信研究機構)を踏まえ、受託者は、委託業務の実施に当たり研究活動に係る不正行為(以下、「不正行為」という。)の十分な抑止機能を備えた体制整備等をはじめとする不正行為の発生の防止のために必要な措置を事前に講じなければならないこととしています。
  - ・ 提案者のコンプライアンス体制の整備状況等(責任体制、規定類及び研究倫理教育等)について記載してください。研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。
- ⑥ 情報セキュリティ管理の実施体制(別紙5)【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 情報保全の履行体制を確認できる実施体制図、社内規程等を記載してください。
  - ・ なお、「情報保全の履行体制を確認できる実施体制図」とは、単なる組織図ではなく、「履行体制を組織のどの部署がどのようにチェックしているか俯瞰できる資料」のことです。
  - ・ 研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。
- ⑦ 官民費用分担に係る申告書(別紙6)【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 研究開発の成果の応用・展開に要する経費等、委託費のほかに提案者が負担する全体額について申告してください。
  - ・ 研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者の連名で作成してください。
- ⑧ 研究員経歴等の状況(別紙7)【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 全ての研究員について、経歴等の状況を記入してください。
  - ・ 研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。
  - ・ 「7.その他の研究費の応募・受入状況」には、応募時点で申請中、採択済、継続中の全ての研究開発プロジェクトについて記述してください。
- ⑨ 研究活動に係る透明性確保に関する誓約書(別紙8)【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 全ての研究員がそれぞれ作成し提出してください。なお、当該誓約書に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について報告を求めることがあります。
  - ・ 誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、委託研究開発プロジェクトの不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ⑩ 標準化活動計画(別紙9)【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 各年度の標準化に向けた取組について、記載してください。
- ⑪ 会社等要覧(別紙10)【提出ファイルはPDF形式】
- ⑫ 会社等要覧の添付書類【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 会社等要覧を提出する機関は以下も必ず提出してください。提出のない場合は提案を不受理とします。
    - 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
    - 法人税申告時に添付した過去3年分の決算書
    - 提案する研究内容に関連する事業部、研究所等の組織、業務(研究)内容等についての説明が含まれる書類(例:事業部紹介パンフレット、研究所案内、ホームページなど、既存のもの)
    - ・国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人、上場企業等、会社等要覧の情報をWebサイト等の公開情報から入手できる法人については、会社等要覧、添付書類ともに提出不要です。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。

- ・ 会社等要覧は、研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。
- ⑬ コア重要技術等一覧（別紙11）【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 記載に当たっては、「14 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策について」を参照してください。
  - ・ 研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。
- ⑭ 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策に関する確認票（別紙12）及び関連書類【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 別紙12の記載に当たっては、「14 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策について」を参照してください。
  - ・ 研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。
  - ・ 関連書類（別紙12中、「該当」を選択した項目において、「対応する取組」中に【添付資料：〇〇】と記載した書類）がある場合、あわせて提出してください。
- ⑮ パーソナルデータ取扱チェックリスト（別紙13）【提出ファイルはMS-Excel形式】
- ・ パーソナルデータ（個人情報を含む）を取り扱う提案内容の場合には、パーソナルデータ取扱チェックリストの提出が必須です。パーソナルデータについては、「委託研究におけるパーソナルデータの取扱いについて」  
[https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G\\_youshiki/jimu/r07/B5G\\_r07\\_pd\\_manual.pdf](https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G_youshiki/jimu/r07/B5G_r07_pd_manual.pdf)  
を参照してください。なお、提出していただいたパーソナルデータ取扱チェックリストは、機構のパーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会にて審議されます。その過程で、追加資料の提出や、リスク低減の方法の検討を求める場合があります。
  - ・ パーソナルデータ取扱チェックリストは、代表提案者と全ての共同提案者で1シートにまとめて記載してください。
- ⑯ 人を対象とする研究のチェックリスト（別紙14）【提出ファイルはMS-Excel形式】
- ・ 人を対象とする研究<sup>10</sup>を含む提案内容の場合には、人を対象とする研究のチェックリストの提出が必須です。なお、審査の過程で、追加資料の提出を求める場合や、契約時等に、人を対象とする研究の適正な実施に資する観点から改善等を求める場合があります。
- ⑰ 動物実験に関するチェックリスト（別紙15）【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 提案内容に動物実験が含まれる場合には、動物実験に関するチェックリストの提出が必須です。提案において動物実験を実施する者が、国の指針等に基づき適正に動物実験を実施し得る機関であるかについて、機構は提出していただいた動物実験に関するチェックリストの内容等をもとに審査を行います。なお、審査の過程で、追加資料の提出を求める場合や、契約時等に、動物実験の適正な実施に資する観点から改善等を求める場合があります。
- ⑱ 研究開発プロジェクト間連携アンケート（別紙16）【提出ファイルはPDF形式】
- ・ 受託者間の横連携を図る観点から実施者の関心や実施する技術分野に基づいた小グループ（SIG：Special Interest Group）を設置し、意見交換等を行うこととしています。つきましては、現時点でどのSIGに関心があるかについて別紙16に記載してください。
  - ・ なお、本アンケートは、実施課題の採否には影響ありませんのでご自由に記載してください。
- ⑲ データマネジメントプラン（DMP）（別紙17）【提出ファイルはMS-Excel形式】
- ・ 本研究開発の遂行過程で得られる研究データについては、機構が定める「研究データの取

<sup>10</sup> 機構の委託研究は、情報通信技術の研究開発を主目的としており、人を対象とする研究が、人を対象とする生命科学・医学系研究であって、法令の規定により実施される研究(がん登録推進法に基づくがんデータベース登録等)又は法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究(臨床研究法における臨床研究(特定臨床研究以外も含む)や治験等)である場合は、本公募において審査の対象としません。

扱いに関するNICTのガイドライン」<sup>11</sup>に基づき、データ管理計画（データマネジメントプラン）を作成し、提案時に提出してください。なお、研究機関ごとにDMPの作成ルールが異なる場合は、研究機関ごとに作成してください。

② 知財・標準化を推進するための人材育成・確保状況の申告書（別紙18）【提出ファイルはPDF形式】

- 実用化や事業化を見据えた知的財産の創出や、実用化や事業化を見据えた標準化活動と、知財戦略と標準化戦略の一体的な推進に関する人材育成・確保の取組みについて、すでに実施している、あるいは自主的な取組みとして実施を予定していることを記載してください。

## 10 応募の手続き

(1) 提出期限

2026年2月27日（金）正午（必着）

提出期限を過ぎてからの提案書類の修正や差替えはできません。

(2) 提出するファイルの形式

提出する提案書類の電子データの形式は、以下のとおりです。PDF形式のファイルについては、Webサイトからダウンロードした様式をPDFに変換して提出してください。別紙様式は結合せず、別々にPDFに変換してください。

- PDF形式のファイル：提案書、別紙1～10、別紙11、別紙12及び関連書類、別紙15、別紙16、別紙18、会社等要覧の添付書類
- MS-Word形式のファイル：提案書  
※PDF形式に加え、MS-Word形式でも提出
- MS-Excel形式のファイル：別紙1、別紙13、別紙14、別紙17  
※別紙1は、PDF形式に加え、MS-Excel形式でも提出

(3) 提出方法

提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用しての提出となります。（2）に記載のファイル全てをe-Radにて提出してください。

e-Radでの応募単位は、「研究員単位」ではなく「研究機関単位」です。従って、研究員のIDではなく、機関のIDでログインして提出してください。

e-Radをご利用になるためには、あらかじめe-Radへ研究機関の登録が必要となります（応募時には、代表提案者は機関の登録が必要ですが、共同提案者は必ずしも必要ではありません。）。e-Radへの登録には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって提出の手続をしてください。

### 〈e-Radでの提出方法〉

e-Radの「応募（新規登録）」画面において、「応募情報ファイル（必須）」の入力欄には、①提案書をPDF形式で登録してください。

また、「応募情報ファイル」の入力欄を適宜追加し、②必要積算経費一覧表（別紙1）から⑪別紙10までと、別紙11、別紙12及び関連書類、別紙15、別紙16、別紙18及び会社等要覧の添付資料をそれぞれPDF形式で登録してください。

参考資料の入力欄5箇所については、指定のファイル（提案書MS-Word形式、別紙1 MS-Excel形式、別紙13 MS-Excel形式、別紙14 MS-Excel形式、別紙17 MS-Excel形式）を指定のファイル形式でそれぞれ登録してください。

なお、e-Radについては以下の案内をご覧ください。

<sup>11</sup> [https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G\\_youshiki/jimu/B5G\\_dmp\\_guide.pdf](https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G_youshiki/jimu/B5G_dmp_guide.pdf)

## e-Radによる応募について

### 1 e-Rad

応募は、e-Radにて受け付けます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

e-Rad は、競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続から成果報告等に至る一連のプロセスを、インターネットを経由して処理する府省横断的なシステムです。

■e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

- e-Radのサービス時間は平日、休日ともに 0：00～24：00。ただし、サービス時間内であっても緊急のメンテナンス等によりサービスを停止する場合がある。

- 国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）にかかわらず、上記時間帯はサービスを行う。

### 2 e-Radの操作方法等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先

e-Radの操作方法等に関するマニュアルは、e-Radポータルサイトで参照し、又はダウンロードすることができます。e-Radの操作方法等に関する問い合わせは、次のとおりです。問い合わせに当たっては、同ポータルサイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行ってください。

■e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

Webサイト：お問い合わせ方法



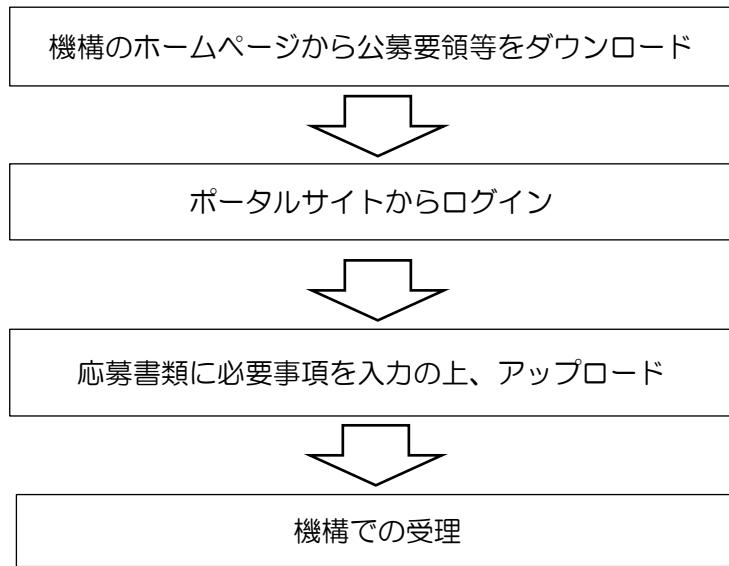
e-Radヘルプデスク

TEL 0570-057-060

受付時間 9：00～18：00（平日）

※ 土曜、日曜、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

### 3 e-Radによる応募方法



機構が応募を受理すると、e-Radの「受付状況一覧」画面の応募状況が「配分機関処理中」に更新されます。

機構では、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和3年12月17日改正））等を踏まえ、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中<sup>12</sup>を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講ずることとしています。

(1) 応募内容に関する情報の共有

e-Radを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の情報の一部を競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。

不合理な重複及び過度の集中があった場合には、採択しないことがあります。

(2) 他の競争的研究費及びその他の研究費の応募・受入状況等の確認

本委託研究の全ての研究員について、現在の他の競争的研究費及びその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの<sup>13</sup>。）の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人才登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を確認します（別紙7）。

応募書類やe-Radへの記載及び他府省等からの情報等により「不合理な重複」又は「過度な集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究開発プロジェクトの不採択、採択取消し又は減額配分を行います。また、応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究開発プロジェクトの不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

なお、これらの研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、研究開発プロジェクトの遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報（共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報）のみの提出を求めることとし、当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定します（当該情報を配分機関や関係府省間で共有する場合も同様の取扱いとします。）。

(3) 研究機関における利益相反・責務相反に関する規程の整備状況等の確認

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、研究機関（企業、大学等）が、所属する研究員の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行うことを求めます。

また、研究員が所属する研究機関に対し、これらに関する規程の整備及び情報の把握・管理の状況の確認等必要に応じて照会を行うことがあります。

(4) 研究員が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保

本委託研究に携わる研究責任者及び研究員は、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。）を含む、本委託研究に携わる研究責任者及び研究員が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、所属する研究機関の関係規程等に基づき、研究機関に適切に報告している旨の誓約を求めます（別紙8）。

誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発プロジェクトの不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

<sup>12</sup> 不合理的な重複・過度の集中の考え方については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」によるものとします。

<sup>13</sup> 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

また、本委託研究に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、所属する研究機関に対し、当該情報の把握・管理の状況について報告を求めることがあります。

## 12 不正行為に対する措置及び研究資料等の保存

### (1) 不正行為に対する措置

研究費の使用・管理に当たっては、十分な抑止機能を備えた体制で研究費の不正使用防止に取り組んでいただきます。

以下に記載する研究活動に係る不正行為が見られた場合には、本委託研究を含む機構の配分する研究資金への申請の制限、申請中の研究資金の不採択、研究資金の返還等の措置を講じる場合があります。

不正行為の例：

- ・研究の提案、実行、研究成果の発表等における「ねつ造」「改ざん」「盗用」
- ・研究費の使用目的に反した使用等の不適切な経理
- ・偽りその他の不正な手段による研究資金の受給

また、機構は、上記不正行為とそれに対する措置の内容とともに、措置対象者の氏名・所属も公表する場合があります。

### (2) 研究資料等の保存

不正行為への対応のために、研究データの保管をお願いしています。

保管期間は、パーソナルデータ（個人情報を含む）を除き、当該データ等を用いた論文等を発表した日から原則10年間とします。パーソナルデータ（個人情報を含む）については、研究に必要な最低期間（最長でも原則委託期間終了まで）のみ保管することとし、不要となった場合は、即時に受託者にて破棄することをお願いしています。

なお、保管に必要な経費については、委託期間中は計上できますが、委託期間終了後は受託者の自己負担でお願いします。

詳細については「事務マニュアル（令和7年度）」の「12 不正行為に対する措置等及び研究資料等の保存」を参照してください。

## 13 安全保障貿易管理について

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>14</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）する場合には、原則外為法に基づく経済産業省の許可が必要です。

また、物の輸出だけではなく技術の提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリ等の記憶媒体で提供するのはもちろんのこと、技術指導や技術訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生受入れや共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象になり得る技術のやりとりが含まれる場合があります。非居住者を研究グループ内のメンバーとする場合や発注先が外国の企業等である場合には、外為法に基づく手続きを行う必要があることにご留意ください<sup>15</sup>。

本委託研究を通じて取得した技術等について外為法による規則違反が判明した場合、その他

<sup>14</sup> 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等のある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）する場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

<sup>15</sup> 「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」（令和6年6月4日 経済安全保障法制度に関する有識者会議）の内容についてもご留意ください。

先端的な技術に関連する機微情報の流失のおそれがあると認められた場合には、契約を締結しない、又は契約の全部若しくは一部を解除することができます。

経済産業省等のWebサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公表されていますので詳しくはそちらをご参照ください<sup>16</sup>。

## 14 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策について

本委託研究開発の成果及びその活用の際に必要となる技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。いずれも公然と知られていないものに限る。）

（以下、「コア重要技術等<sup>17</sup>」という。）について、コア重要技術等一覧（別紙11）にてそれを特定するとともに、その流出を防止するために以下の措置を講じることとし、経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策に関する確認票（別紙12）を作成の上、対応する取組に関連する書類とともに提出をしていただきます。また、別紙11、別紙12及び関連書類については、契約時において、契約書類の一部として、再度提出をしていただきます。

### （1）コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

### （2）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

上記（1）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

### （3）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

本委託研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。

また、当該取引先に対しても、上記（1）及び（2）に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。

なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

<sup>16</sup> • 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

• 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

• 一般財団法人安全保障貿易センター<https://www.cistec.or.jp/>

• 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukan\\_r103.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukan_r103.pdf)

<sup>17</sup> コア重要技術等とは、下記①～⑤の技術（「コア重要技術」という。）及び⑥の技術のうち、非公知のものをいう。

①「当該研究開発の成果」：国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの）。

②「研究開発成果の活用の際に必要となる技術」：研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要となる研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。

③「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

④「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

⑤「利用の段階において有用かつ中核的な技術」：利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

⑥「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：その技術を知ることでコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。

号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)及び各省協議前下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の諸規定に十分配慮すること。

## 15 問い合わせ先

ご不明の点は、下記までお問い合わせください。原則としてメールでご連絡をお願いします。

情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室

公募担当

Tel : 042-327-6011

E-mail : info-itaku(atmark)ml.nict.go.jp

((atmark)を@に置き換えてください)